

現在お使いの 保険証が終了します

令和 6 年 12 月 2 日以降、新しい保険証の発行が終了され、マイナンバーカードを保険証として利用することになりますので、マイナンバーカードの取得および保険証としての利用登録をお願いいたします。

なお、現在お手元にある保険証の下郷町における有効期限は下記のとおりですので、お早目にお手続きください。

「有効期限」下郷町国民健康保険 令和 7 年 9 月 30 日

福島県後期高齢者医療 令和 7 年 7 月 31 日

①マイナンバーカードをお持ちで、保険証の利用登録をしていない方は、下記のいずれかにて登録が必要となります。

1) 町民課戸籍保険係で登録

2) 顔認証付きカードリーダーで登録(医療機関・薬局など)

3) マイナポータルで登録(GooglePlay・AppleStore よりアプリをダウンロードしてください)

4) セブン銀行 ATM で登録(ATM で申請する場合、保険証は不要です)

②マイナンバーカードを取得されていない方、取得していても保険証としての利用登録をされていない方、令和 6 年 12 月 2 日以降新規に被保険者資格を取得される方は「資格確認書」を交付いたします。なお、下郷町における資格確認書の有効期限は下記のとおりです。

「有効期限」国民健康保険資格確認書 交付の日から 9 月 30 日まで

後期高齢者医療資格確認書 交付の日から 7 月 31 日まで

③マイナンバーカードの電子証明書は有効期限が 5 年です。マイナンバーカードに記載の有効期限をご確認のうえ、期限切れにご注意ください。なお、記載がない場合は発行から 5 回目の誕生日までです。(マイナポータルでも確認できます)
※更新期限の 2～3 カ月前に有効期限通知書が送付されますので、忘れずに更新手続きを行ってください。

④マイナンバーカードを紛失した際は 24 時間 365 日受付の「マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178」へ連絡し、カードの一時停止を行ってください。また、自宅外で紛失した場合は最寄りの警察署で遺失届を提出してください。

マイナ保険証がなくても 保険診療を受けられます！

～マイナ保険証をお持ちでない方へは「資格確認書」が交付されます～

- 現行の保険証は令和 6 年 12 月 2 日以降、発行が終了します。
- 現在お持ちの保険証は、有効期限の範囲内で最長令和 7 年 12 月 1 日まで使用できます。（それより前に有効期限が到来する場合を除く）
- 下郷町国民健康保険証および福島県後期高齢者医療保険証の有効期限は裏面をご覧ください。

	内 容	受診方法
マイナカード あり	マイナンバーカードを取得し、保険証利用登録をしている(※1)	マイナ保険証を使って受診します。
マイナカード なし	<ul style="list-style-type: none">・ マイナンバーカードを取得していない（カードは取得したが保険証利用登録をしていない）・ 保険証利用登録を解除した・ 電子証明書を更新を忘れた・ カードを返納した	資格確認書 を使って受診します。 ※ 現在お持ちの保険証の有効期限前に保険証の代わりとなる「資格確認書」を交付します。(※2)

(※1) マイナンバーカードの取得や、保険証利用登録は任意です。カードの申請や受取りが難しい方はご相談ください。

(※2) 資格確認書は毎年交付で、有効期限は裏面②のとおりとなります。

マイナンバーカードの取得申請、紛失等による再発行手続きなど、ご不明な点は下記までお問い合わせください。

お問合せ先：
下郷町役場町民課戸籍保険係
0241-69-1133

